

H 3 1 . 3 . 3 1

原 議 長 期 保 存

群 情 管 第 5 4 号

平成 3 0 年 3 月 2 0 日

各 所 属 長 殿

群 馬 県 警 察 本 部 長

群馬県警察情報セキュリティ監査実施要領の制定について（通達）

群馬県警察における情報セキュリティ監査については、群馬県警察情報セキュリティに関する訓令（平成15年群馬県警察本部訓令甲第12号）第7条第3項の規定に基づき、「群馬県警察情報セキュリティ監査実施要領の制定について（平成23年6月21日付け群情管第181号通達。以下「旧通達」という。）により実施してきたところであるが、情報セキュリティをめぐる情勢の変化を踏まえ別添のとおり群馬県警察情報セキュリティ監査実施要領を定め、平成30年4月1日から実施することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は、廃止する。

## 別添

### 群馬県警察情報セキュリティ監査実施要領

#### 1 趣旨

この要領は、群馬県警察情報セキュリティに関する訓令（平成15年群馬県警察本部訓令甲第12号）第7条第3項の規定に基づき、警察情報システム等及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する監査（以下「監査」という。）について必要な事項を定めるものとする。

#### 2 監査の種類

監査の種類は、通常監査及び特別監査とする。

#### 3 通常監査

##### (1) 年度情報セキュリティ監査計画の策定

ア 情報セキュリティ監査責任者（以下「監査責任者」という。）は、毎年度、年度情報セキュリティ監査計画の案を作成し、情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）の審議を経た上、情報セキュリティ管理者の承認を得て、これを策定するものとする。

イ 年度情報セキュリティ監査計画は、監査の重点項目、監査の対象所属（以下「対象所属」という。）及び監査の時期について定めるものとする。

##### (2) 監査実施計画の策定

監査責任者は、年度情報セキュリティ監査計画に基づき、対象所属ごとに、監査実施計画を策定するものとする。

##### (3) 監査官の指名

ア 監査責任者は、通常監査の実施に当たって、警務部情報管理課（以下「情報管理課」という。）又は関係所属の課長補佐以上の職にある職員の中から、監査官を指名するものとする。この際、監査を受ける職員とその監査を実施する職員を兼務させてはならない。このほか、監査官の独立性が保たれるよう留意するものとする。

イ 監査責任者は、監査官の職務を補佐させるため、関係所属の職員の中から監査補佐官を指名することができる。

ウ 監査官及び監査補佐官は、通常監査を実施するため必要と認められるときは、対象所属の職員に対し、説明、資料の提出若しくは指定する日時及び場所への出頭を求め、又は当該対象所属の施設に立ち入ることができる。

##### (4) 通常監査の実施に当たっての留意事項

通常監査を実施するに当たっては、次の事項に留意するものとする。

ア 取り扱う情報の保秘を徹底すること。

イ 厳正かつ公平を旨とすること。

ウ 資料及び情報を十分に収集し、正確な事実の把握に努めること。

エ 必要な限度を超えて関係者の職務に支障を及ぼさないよう注意すること。

##### (5) 監査結果の報告

ア 監査官は、通常監査を終了したときは、対象所属ごとに実施結果を作成し、監査

責任者に報告するものとする。

イ 監査責任者は、実施結果に基づき、監査結果を情報セキュリティ管理者に報告するものとする。

(6) 監査結果の通知等

情報セキュリティ管理者は、前記（５）イの監査結果の内容を踏まえ、改善を求める事項その他必要と認める事項を情報セキュリティ委員会の審議を経て決定し、対象所属の長に情報セキュリティ監査実施結果通知書（別記様式）により通知するものとする。

また、情報セキュリティ管理者は、対象所属以外の所属においても同種の課題若しくは問題点がある可能性が高い、又は緊急に同種の課題若しくは問題点があることを確認する必要があると判断した場合には、対象所属以外の所属の長に対しても、同種の課題又は問題点の有無を確認するように指示するものとする。

(7) 対象所属の長の執るべき措置

前記（６）の通知を受けた対象所属の長は、当該指示の内容を踏まえ、速やかに必要な措置を執るものとする。速やかな措置が困難な事項については、その影響を低減させるための補完的な措置を検討した上で改善計画を策定し、措置結果及び改善計画を情報セキュリティ管理者に報告するものとする。

(8) 対象所属以外の所属の長の執るべき措置

前記（６）の指示を受けた対象所属以外の所属の長は、当該指示の内容を踏まえ、速やかに必要な措置を執り、その措置結果を情報セキュリティ管理者に報告するものとする。

4 特別監査

(1) 特別監査の実施

情報セキュリティ管理者が特に必要があると認める場合には、監査責任者は、監査実施計画を定め、特別監査を実施するものとする。

(2) 通常監査に関する規定の準用

前記３の（３）から（８）までの規定は、特別監査について準用する。

別記様式省略